



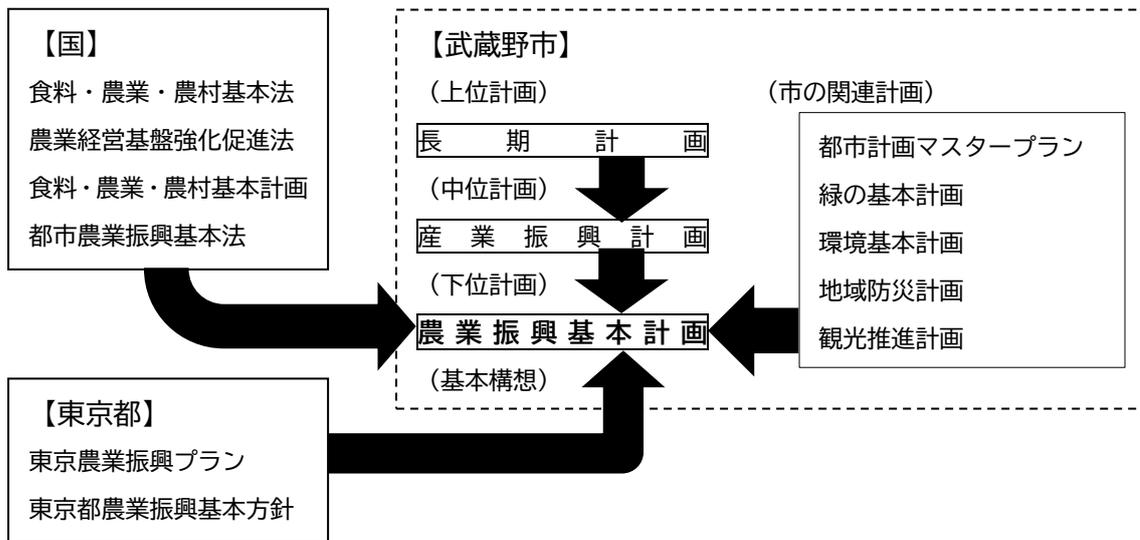
計画策定の目的

現行計画は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を計画期間として策定されましたが、生産緑地法の改正やそれに伴う特定生産緑地制度の開始、都市農地貸借円滑化法等の施行をはじめ、近年の都市農業を取り巻く状況は大きく変化しました。相続等により減少傾向の続く農地の保全や特定生産緑地の更新(令和14(2032)年度)に向けた対応、都市農地貸借円滑化法に係る取組や市民農園事業の方向性、援農ボランティアや農福連携をはじめとした新たな担い手に関する取組、学校給食における市内産農産物使用率の向上や伝統野菜「東京うど」の栽培継続に関する取組をはじめ、取り組むべき課題が山積しています。

これらの状況を踏まえ、今後10年、そしてさらなる未来におけ本市農業を発展、継続させることを目的に、本計画を策定します。

計画の趣旨と位置付け

本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画に位置づけられるものであるとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想として策定するものです。そのため、都の東京農業振興プラン、東京都農業振興基本方針との連携を図っています。あわせて、市の最上位計画である長期計画をはじめとした本市の関連計画との整合を図ることで、本市の農業発展の基本目標や具体的な施策等を示します。



計画の期間

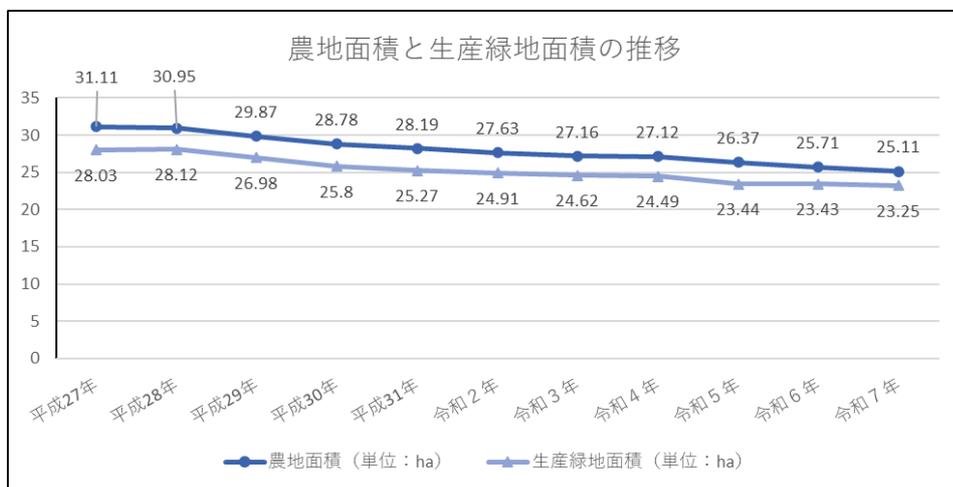
本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。5年後を目途に、実施状況等を踏まえ検証、見直しを実施します。

計画策定の手法と経緯

本計画は、武蔵野市農業振興基本計画策定委員会設置条例に基づいて設置された武蔵野市農業振興基本計画策定委員会にて審議等を行いました。同委員会は、学識経験者や農業委員会委員、農業者、公募委員を含む10名により構成され、令和8(2026)年1月までに全6回にわたる議論が行われました。加えて、市民及び農業者に対するアンケート調査や農業者との意見交換会、パブリックコメント(意見公募手続)、農業委員会や東京むさし農業協同組合への意見照会等を経て、計画案が市に答申され、東京都知事の同意を得た後に、正式に策定されました。

本市における農業の現状（抜粋）

- 農地面積 25.11ha
➔ 現行計画策定時（平成27年）と比較して、約6ha（約19%）が減少しています。
- 生産緑地面積 23.25ha
➔ 現行計画策定時（平成27年）と比較して、約5ha（約17%）が減少しています。



本市における農業の課題

- 農地の保全／特定生産緑地の指定更新
相続の発生等に起因して、農業者は農地を手放さざるを得ない状況にあります。また、令和14(2032)年には、令和4(2022)年に指定された特定生産緑地の買取申出が可能となるため、農地が減少する恐れがあります。
 - 担い手の確保
親子2代で営農する経営体もみられますが、後継者の不在は大きな課題です。
 - 学校給食における市内産農産物使用率の向上
生産者は武蔵野市給食・食育振興財団と定期的に意見交換を行い連携を図るとともに、増産に向けた研究を続けており、成果が見られ始めているものの、近年の猛暑や天候不順、児童数増により、目標使用率の達成には至っていません。
 - 地球温暖化に起因する気候変動等への対応
酷暑や大雨等による影響は顕著であり、生産のみならず農業者の生命が危険にさらされているほか、鳥獣害も年々深刻な状況となっています。
 - 物価及び資材の高騰と価格転嫁
物価高騰による影響は続き、農産物の販売価格に占める経費の割合は上昇しています。全国的な価格形成・価格転嫁の問題と同様に、市内産農産物の価格転嫁は難しく、資材の高騰にあわせた販売価格を設定することができない状況です。
- その他、● 市内農地の貸借 ● 農業に対する市民理解の促進・情報発信の充実 ● 市民農園事業の方向性
● 認定農業者・都市型認定農業者制度のあり方 ● 伝統野菜の栽培継続

等の課題があります。

計画の基本理念

市民とともに価値を創造し、持続可能な農業を次の世代へ
～人と人をつなぎ、伝統をつなぐ武蔵野市農業～

計画の基本方針

武蔵野市農業の将来像を実現するため、以下の基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に沿って具体的な施策の展開を図ります。

- ・ 貴重な市内農地と農業を守る
- ・ 市民が愛する農業の推進
- ・ 持続発展的な農業経営の推進と新たな価値の創造



農業振興基本計画の体系

基本理念

市民とともに価値を創造し、持続可能な農業を次の世代へ
～人と人をつなぎ、伝統をつなく武蔵野市農業～

基本方針①

・貴重な市内農地と農業を守る

具体的な施策の展開

生産緑地（特定生産緑地）及び宅地化農地の保全と生産緑地地区指定の推進

重点施策

都市農地貸借円滑化法を活用した貸借の推進

重点施策

担い手の確保及び担い手同士の連携推進

重点施策

農地の多面的機能の発揮

基本方針②

・市民が愛する農業の推進

具体的な施策の展開

食農教育の推進／学校給食における活用の支援

重点施策

市内農業の歴史及び文化の継承

重点施策

農業体験機会の提供／消費者との交流の推進

地産地消（市産市消）及び直売の推進／環境保全型農業の推進

情報発信の充実

基本方針③

・持続発展的な農業経営の推進と新たな価値の創造

具体的な施策の展開

高付加価値化の推進

重点施策

生産性の向上及び省力化に対する支援

気候変動に対応した農業経営の支援／鳥獣害への対策

重点施策

安定した農業経営確立の推進／認定農業者等の認定及び支援

多様な販路の確保及び他産業との連携の推進

本計画に関する問合せ先 武蔵野市市民部産業振興課農政係 0422-60-1833

★ミニクイズ（前のページ）の答え★ とうもろこし・えだまめ 等 収穫してすぐの市内産農産物は味わいが違います。ぜひご賞味ください。

